

宇城市地域公共交通活性化協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 宇城市地域公共交通活性化協議会(以下「交通活性化協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)に基づき、地域公共交通計画(以下「交通計画」という。)の策定及び変更に関する協議並びに交通計画に位置付けられた事業の実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の促進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議することを目的とする。

(業務)

第2条 交通活性化協議会は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 交通計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 交通計画に位置づけられた地域公共交通の利便性向上を目的とする事業の実施や地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等の協議に関すること。
- (4) 交通活性化協議会の運営方法その他交通活性化協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(交通活性化協議会の構成員)

第3条 交通活性化協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 市長又は市長が指名する者
- (2) 本市において事業を営む一般旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (3) 本市において事業を営む一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (4) 住民代表者又は利用者代表
- (5) 道路管理者、警察署、学識経験者及びその他交通活性化協議会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(役員を選出及び職務)

第5条 交通活性化協議会に会長、副会長1人及び監事2人を置く。

- 2 会長は、宇城市市長政策部長を以って充てる。
- 3 副会長及び監事は、会長が委員の中から任命する。
- 4 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 5 会長は、交通活性化協議会を代表し、会務を総括する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 監事は、交通活性化協議会の会計を監査する。

(会議等)

第6条 交通活性化協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 交通活性化協議会は、全委員の過半数の出席をもって成立する。

- 3 交通活性化協議会の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、交通活性化協議会に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 交通活性化協議会は原則として公開とする。ただし、必要があると認められるときは、会議の決定によりこれを公開しないことができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 関係者は、交通活性化協議会において協議が調った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第8条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ交通活性化協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 交通活性化協議会の業務を処理するため、交通活性化協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、宇城市市長政策部企画課に置く。
- 3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、事務局長及び事務局員は、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第10条 交通活性化協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第11条 交通活性化協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第12条 会議に出席した委員等は、当該会議へ出席したときは、報酬及び費用の弁償を受けることができる。ただし、これに代わる対価を別に得ている者については、この限りでない。

- 2 前項の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等は、宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17条例第38号）に準ずる。

(交通活性化協議会が解散した場合の措置)

第13条 交通活性化協議会が解散した場合には、交通活性化協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、交通活性化協議会の運営に関し必要な事項は、会長が交通活性化協議会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。